令和5年第11回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場	房所 令和	5年10月25日	3 (水)	鶴ヶ島	島市役所	5 0	4会議	室
開会時刻午前		前9時51分	宣告	者	議長(名	(長)	町田	弘之
		10時23分	宣告	者	議長(会	(委長	町田	弘之
	長会長	町田 弘之					• • • •	32
HTX.	X AX	委員の	出盾	ま 状	況			
	農業	<u> </u>	ш /п	7 1/		用最適位	(12+44))(4:	
** # 37 11			- rtc				上推進	
議席番号	氏		欠席		氏 名	-		出欠席
1	沼 田	富 子 出	席	髙	沢健			出席
2	岡 野	とし子 出	席	小	川清	志		出席
3	比留間	正道出	席	吉	澤弘	次		出席
4	須 藤	良 春 出	席	新	井 一	=		出席
5	町田	弘之出	席	瀧	島	誠		出席
6	沼倉	裕之出	席	186	Щ)	циул		Щ ///13
7	小川	佐智恵 出	席					
8		正博出	席					
9	新井	正美出	席					
総会に出席を求めた者				事務局の出席状況				
·				職	名		氏	名
			-	事務		+		 木 亨
古 尼	如本来行即	調子木 田中子	_			+		•
印氏生活	即 上 来 板 典	課主査 田中正	=		局次長	-	遠藤	俊一
					査		高 橋 浩	
				主	任		岩波	圭介
議事の	日程							
日程第3 日程第4 日程第5		10号 報告事	地貸付にでいる。		甲請につ	いて		
	,							
議事	(担当)			内		容		
開会	議長	農業委員9名中9名が出席し、法に定める定足数に達して おり本総会は成立します。 なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しており ます。 これより令和5年第11回農業委員会総会を開会します。						
日程第1	議長	議事録署名委員の指名について 議席番号9番 新井 正美 委員 議席番号1番 沼田 富子 委員 を指名します。						
日程第2	議長	議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。						
	事務局	議案書をも 申請地は、 農地で、農業 れていません	市役所の振興地域	つ南約	240 ×			まする第3種 Bから指定さ

土地の選定に際しては、通勤が可能な距離であること、夫 の実家への行き来に不便がないこと、必要な生活スペース及 び自家用車2台分の駐車スペースが確保できることを条件と しました。市街化区域及び非農地でも探してみましたが、計 画建物の配置及び駐車スペースの確保ができる土地は見つか らず、本申請地での建築を計画することとなりました。 申請人夫婦は小学校の教員をしており、鳩山町と日高市に 勤務しています。申請地からそれぞれの勤務地まで車で15分 から20分程度の距離にあり、通勤には大変便利なところにあ また、申請地は夫の実家に近く、将来子どもが誕生した際 には育児のサポートを受けることができること、夫の両親に 生活のサポートが必要となった場合には行き来がしやすいこ と、さらには災害リスクが低いことから、今後長く安心して 暮らすことができると考えているとのことです。 議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。 農業委員 譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。 なお、実家は、道路を挟んで申請地の向かい側にあるとの ことです。 議長 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いし ます。 推進委員 譲渡人2人に確認した内容を報告します。 本申請内容に、間違いがないことを確認しました。 出席委員からの質問、意見等を求めます。 議長 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見なし) 特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の 挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員のため、本件は、「許可相当」とすることに決定 議長 しました。 日程第3 議長 議案第30号 特定農地貸付け承認申請についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。 事務局 本件は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関 する法律第3条第1項の規定に基づく、特定農地貸付け 承認申請について審議するものです。 はじめに、審議のポイント等について説明します。審 議のポイントは3点あり、1点目は、周辺の農用地の効 率的な利用を確保するとの観点からみて当該農地が適切 な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものである こと、2点目は、募集及び選考の方法が公平かつ適正な ものであること、3点目は、貸付けの期間その他の条件 及び適切な利用を確保するための方法が有効かつ適切な ものであることとなっており、農業委員会は、申請がこ の3つの要件に該当すると認めるときは、その旨の承認 をするものとされています。 続いて申請内容について、議案書等をもとに説明しま

す。申請地は、長久保小学校の南西約350メートルの 市街化区域に位置し、特定生産緑地に指定されていま す。周囲は宅地や雑種地で、農用地との接続はしていま せん。

区画は1区画を30㎡とし、25区画を整備する予定で、募集及び選考の方法、貸付期間、適正な利用を確保するための手段等については、議案書にある貸付規程で定めています。

議長

次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員

申請人に確認した内容を報告します。

内容については、事務局の説明のとおりです。

農業につきましては、現在栗を栽培しており、JAへ出荷しているとのことです。また、所有する農地約7000㎡については、転用する予定は無いとのことです。

議長

出席委員からの質問、意見等を求めます。

質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

委員

はじめに、特定農地について説明していただきたいと 思います。

次に、貸付規程をみると賃料は年間5,000円と規定されています。この意味についても説明をお願いします。

説明員

市民農園などを開設・運営するにあたり、特定農地貸付法により、農地を農業者以外の方に貸付けることを特定農地貸付けといい、これにより、市民農園として貸付けられる農地を特定農地といいます。

賃料につきましては、他の市民農園との関係、管理料などを考慮して決定したものです。

委員

特定農地とは、生産緑地ということでいいのでしょうか。

説明員

特定農地は、生産緑地に限ったものではありません。 特定農地貸付法により、市内で開設されている他の市民 農園は、市街化調整区域にあります。

なお、生産緑地の貸付けにつきましては、都市農地貸付法による貸付けとなりますので、本件につきましては、2つの法に基づく貸付けとなります。

委員

賃料は、営利目的ではなく、管理費等最低限必要な額として設定されたということでよろしいでしょうか。

説明員

そのようになります。

委員

申請者はいつから申請地を所有していますか。

事務局

平成2年に、相続により取得しています。

委員

審議のポイントの一つに、妥当な規模を超えないこと とあります。個人が開設する場合、この規定は適用され ないのでしょうか。

事務局

特定農地貸付法における農地の貸付け面積は、10アール未満とされています。具体的な規模、面積につきましては、地域によって市民農園に対するニーズや整備の内

容も異なりますので、それぞれの地域の特性に応じて決 めることになります。 個人が市民農園を開設する場合も、10アールという面 積制限は適用されますか。 市民農園整備促進法により市民農園を開設する場合 は、面積の制限はありません。本件のように特定農地貸 付法により市民農園を開設する場合は、個人でも10アー ルの面積制限があります。 本件では、25区画の市民農園が整備される計画と なっており、多くの方が利用されると思われます。近く の方だけであれば問題無いかもしれませんが、遠方の方 は自家用車を使ってここまで来るのではないでしょう か。駐車場についてはどのようになっていますか。 申請人に確認したところ、駐車場がないことを条件に 募集を行うとのことで、現時点では駐車場を整備する計 画は無いとのことでした。あくまでも近隣の方の利用を 前提にしているとのことですが、万が一駐車に関して問 題が生じた場合は、区画の一部を使ってでも駐車場を整 備するとのことです。 問題が生じてから対応するのではなく、問題の発生が 予見されるのであれば、あらかじめ整備しておいたほう がいいのではないでしょうか。 制度上は、駐車場の整備が必須要件とはなっていない ので、申請の内容で進めていたいと思います。 ただし、事務局としましても、駐車場の関係について 危惧していることを申請人に伝えていますので、申請人 においては、きちんと対応していただけるものと考えて います。 何かあった場合に、許可の取り消しはできますか。 特定農地貸付け法施行令第4条に、取消しについての 規定があります。 その内容は、農業委員会は、貸付規程に従って特定農 地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取 り消すことができるとなっています。 後になって承認を取り消すということは、実際にはな かなかできないと思われます。申請人には、路上駐車に 関する懸念を十分に伝えていただきたいと思います。 駐車場は、制度上必要条件とはなっていませんので、 本件は制度にのっとったうえでの申請と理解していま ただし、事務局といたしましても、駐車場の関係につ きましては懸念をしていますので、本件が承認された場 合には、委員の皆様のご意見を踏まえ、きちんと対処す るよう伝えてまいります。

事務局

委員

委員

説明員

委員

説明員

委員

事務局

委員

事務局

委員

車でなければ、自転車か徒歩で来ることになると思います。自転車はどこに置くのでしょうか。

説明員

市道と区画との間に50センチから90センチのス ペースがありますので、そこに置いていただくことにな

		ると思います。
	議長	ほかに何かありますか。特段ないようですので質疑を 終了し、採決を行います。
		本件について、「承認」とすることに賛成する委員の 挙手を求めます。
		(举手全員)
	議長	挙手全員のため、本件は、「承認」とすることに決定 しました。
日程第4	議長	報告第10号 「報告事項について」を議題といたします。 事務局より、説明(報告)をお願いします。
	事務局	議案書をもとに、説明(報告)します。 ・農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 令和5年第10回総会における審議案件 1 件 ・農地法第5条の規定による許可の取消申
		出 ・農地法第4条の転用届出専決処分 なし ・農地法第5条の転用届出専決処分 8 件 ・農地法施行規則第29条第1号に基づく なし 届 ・農地改良等に係る届出 なし ・諸証明の発行 なし
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。
		(質問・意見なし)
	議長	特段ないので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「承認」することに賛成する委員の挙 手を求めます。
		(举手全員)
		挙手全員のため、「承認」することに決定しました。
日程第5	議長	その他について、説明事項等はありますか。
	事務局	特にありません。
議事録の 署名	議長	それでは、事務局より、議事録の報告をお願いしま す。
	事務局	本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の 署名を求める。 議長及び議事録署名委員(2名)の3名が署名する。
閉会	議長	以上をもって、令和5年第11回農業委員会総会を閉 会します。